総行公第97号
令和８年11月18日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長
殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正等について
（令和９年４月１日施行の個人の事情に配慮した
柔軟な働き方の推進等のための措置関係）

本年８月７日に人事院が公表した「公務員人事管理に関する報告」及び「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」において、国家公務員における個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進等のための措置が明らかにされ、令和９年４月に施行される予定です。

国家公務員における措置内容等については、「「個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進等」のための措置（無給休暇の新設等）について」（令和８年８月10日総行公第71号）においてすでにお示ししておりますが、今般、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第79号。以下「改正法」という。）が公布されたことを踏まえ、改正法による一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成６年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）の改正事項等を下記のとおりお示しします。

また、改正する必要のある条例（案）の改正例についても、別添のとおりお示ししますので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿い、令和９年４月の施行に向けて、条例の改正その他所要の措置を講じていただくようお願いします。

本通知の内容について不明な点がある場合には、直接人事院等に照会せず、公務員課までお問い合わせいただきますようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対してもご連絡いただくようお願いします。なお、本通知については一斉通知・調査システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っています。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的助言）に基づくものであることを申し添えます。

記

第１　勤務時間法の改正事項

１　週休日の振替等について、勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることを可能とする。（改正法による改正後の勤務時間法第８条第１項関係）

２　休日の勤務時間に代わる時間として別の勤務日等の勤務時間の全部又は一部を指定することを可能とする休日勤務代休時間を新設し、代休日を廃止する。（改正法による改正後の勤務時間法第 13 条の２第１項及び第 15 条関係）

３　新たに年次無給休暇を設け、特別の事由を要しない無給の休暇とし、その日数は一の年において７日とする。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。（改正法による改正後の勤務時間法第 16 条から第 17 条の２まで関係）

第２　休日の適切な確保（留意事項）

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 35 条において、使用者は、労働者に対して、「毎週少くとも一回の休日」又は「四週間を通じ四日以上の休日」を与えることとされており、２日以上の週休日が設けられている地方公務員については「四週間を通じ四日以上の休日」を付与する必要がある。

週休日の振替を行う場合における週休日等の日数については、人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第６条第２項において、「各省各庁の長は、週休日の振替等（中略）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（中略）が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（中略）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない」とされていることも踏まえ、各地方公共団体においては、労働基準法第 35 条の「四週間を通じ四日以上の休日」が適切に確保されるよう、引き続き留意されたい。

【参考資料】

・内閣官房　国会提出法案（第 222 回　臨時国会）
「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」
https://www.cas.go.jp/jp/houan/222.html

連絡先　総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係
電　話　０３－５２５３－５５４４（直通）

（別添）

○　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）　新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（週休日の振替等） 第五条　任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間の一部を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 2　（略） （時間外勤務代休時間） 第十条の二　任命権者は、○○県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和○○年条例第○○号。以下「給与条例」という。）第○○条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（第十二条第一項において「勤務日等」という。）のうち第十二条第一項に規定する休日を除いた日に割り振られた勤務時間（同項に規定する休日勤務代休時間を除く。）の全部又は一部を指定することができる。 2　（略）	（週休日の振替等） 第五条　任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 2　（略） （時間外勤務代休時間） 第十条の二　任命権者は、○○県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和○○年条例第○○号。第十七条第三項において「給与条例」という。）第○○条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（第十二条第一項において「勤務日等」という。）のうち第十二条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2　（略）

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第十条の三　任命権者は、次に掲げる子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項から第三項まで及び第十九条の二第二項において同じ。）のある職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

2　前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項から第三項まで及び第十九条の二第二項において同じ。）のある職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

一・二　（略）

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第十条の三　任命権者は、次に掲げる子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び第二項並びに次条第一項から第三項までにおいて同じ。）のある職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

2　前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び第二項並びに次

三項まで及び第十九条の二第二項において同じ。）」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3　（略）

（休日勤務代休時間）

第十二条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部（以下この項において「休日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日勤務時間に代わる時間（次項において「休日勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間（第十条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間として指定された勤務時間及び休日である勤務日等に割り振られた勤務時間を除く。）の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）を指定することができる。

2　前項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員は、当該休日勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第十三条　職員の休暇は、年次有給休暇、年次無給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次無給休暇）

第十四条の二　年次無給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において七日とする。

2　年次無給休暇については、その時期につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の

条第一項から第三項までにおいて同じ。）」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3　（略）

（休日の代休日）

第十二条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第十条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2　前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第十三条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（新設）

運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として人事委員会規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。 3　年次無給休暇については、給与条例第〇〇条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第〇〇条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。	
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第十九条の二　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成〇〇年〇〇県条例第〇号）第〇条第〇項〔注１〕の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 一・二　（略） 三　職員の育児休業等に関する条例第〇条第〇項〔注１〕の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2・3　（略）	（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第十九条の二　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成〇〇年〇〇県条例第〇号）第〇条第〇項〔注１〕の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 一・二　（略） 三　職員の育児休業等に関する条例第〇条〔注１〕の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2・3　（略）
〔注１〕職員の育児休業等に関する条例（案）（平成四年二月十三日付け自治能第二十号）第二十三条第一項に相当する規定	〔注１〕職員の育児休業等に関する条例（案）（平成四年二月十三日付け自治能第二十号）第二十三条第一項に相当する規定

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十二条第一項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち施行日以後の日であるものについては、職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り、施行日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部についてこ

の条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十二条第一項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。